

摂津市多世代同居・近居支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多世代での同居又は近居するための費用を補助することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるまちづくりを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同居 市内に存する同一の住宅に居住することをいう。
- (2) 近居 親等と子世帯が市内に存する別の住宅に居住することをいう。
- (3) 子育て世帯 世帯員に満15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の者を含む。）及びその親を含む世帯をいう。
- (4) 若年夫婦世帯 世帯を構成する夫婦が申請日において45歳未満である世帯（当該夫婦以外の世帯の構成員を有する場合を含む。）をいう。
- (5) 子世帯 子育て世帯及び若年夫婦世帯をいう。
- (6) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (7) 親等 子のいずれかの二親等内の直系尊属に該当する者をいう。
- (8) リフォーム工事 住宅の機能向上のために行う修繕、改築、増築、模様替え、補修、改造又は設備改善のための工事をいう。

(補助事業)

第3条 補助の事業の内容は、摂津市多世代同居・近居支援住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）、摂津市多世代同居・近居支援住宅リフォーム補助金（以下「住宅リフォーム補助金」という。）及び摂津市多世代同居・近居支援転居補助金（以下「転居補助金」という。）の交付とする。

(住宅取得補助金の交付額)

第4条 住宅取得補助金の交付額は、400,000円又は第6条に定める補助対象経費の額に10分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

(交付の対象者等)

第5条 住宅取得補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する子又は親等とする。

(1) 申請日において、次のいずれかに該当すること。

ア 親等が市内に居住(現に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ。)し、かつ、市外に居住していた子世帯の構成員の全員(市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部)又は子のいずれかが、同居又は近居を目的に、市内住宅の取得を行い、転入(転入の届出を行っているものに限る。)していること。

イ 子世帯の構成員の全員(市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部)又は子のいずれかが、市内に居住し、かつ、市外に居住していた親等が同居又は近居を目的に、市内住宅の取得を行い、転入していること。

ウ 親等及び子世帯が近居した後に、同居を目的に、市内住宅の取得を行い、転居していること。

エ 市外に居住していた親等及び子世帯が、同居又は近居を目的に、市内住宅の取得を行い、親等及び子世帯のいずれもが転入(転入の届出を行っているものに限る。)していること。

(2) 近居の場合にあっては、申請日において、市外から転入した子世帯の構成員の全員(市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める

場合は、その一部) 又は親等が、補助の対象となる市内住宅に居住していること。

- (3) 同居の場合にあっては、申請日において、子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）及び親等が補助の対象となる市内住宅に同居していること。
- (4) 子世帯の構成員の全員及び親等が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (5) 子世帯の構成員の全員及び親等が、現に生活保護を受けていないこと。
- (6) 子世帯の構成員の全員及び親等が、補助の対象となる市内住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。

2 住宅取得補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 子世帯及び親等が同居又は近居するため、子又は親等のいずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記されている住宅（第5条、第9条及び第13条において「市内住宅」という。）であること。
- (2) 令和元年7月1日以降の当初契約に基づく新築又は売買により取得した住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

（補助対象経費）

第6条 住宅取得補助金の対象となる経費は、住宅取得に係る売買契約又は建築工事請負契約の額とする。

（交付申請）

第7条 住宅取得補助金の交付を受けようとする者は、取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の完了日の翌日から起算して1年以内に、摂津

市多世代同居・近居支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明書その他の子と親等の関係を証明できる書類
- (2) 戸籍の附票の写し、住民票除票の写しその他の市外に居住していたことを証明できる書類
- (3) 取得した住宅の登記記録の全部事項証明書
- (4) 建築基準法の規定による建築確認検査済証の写し
- (5) 取得した住宅の売買契約書又は建築工事請負契約書の原本
- (6) 子育て世帯に該当する場合で、子どもを出産する予定であるとき（満15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者があるときを除く。）は、母子健康手帳の原本
- (7) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（住宅リフォーム補助金交付額）

第8条 住宅リフォーム補助金の交付額は、250,000円又は第10条第1項各号に掲げる補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（交付の対象者等）

第9条 住宅リフォーム事業の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する子又は親等とする。

- (1) 申請日において、次のいずれかに該当すること。

ア 親等が市内に居住し、かつ、市外に居住していた子世帯の構成員の全員

(市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部) 又は子のいずれかが、同居又は近居を目的に、市内住宅のリフォーム工事の完了後、転入していること。

イ 子世帯の構成員の全員 (市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部) 又は子のいずれかが市内に居住し、かつ、市外に居住していた親等が、同居又は近居を目的に、市内住宅のリフォーム工事の完了後、転入していること。

ウ 親等及び子世帯が近居した後に、同居を目的に、市内住宅のリフォーム工事の完了後、転居していること。

エ 市外に居住していた親等及び子世帯が、同居又は近居を目的に、市内住宅のリフォーム工事の完了後、親等及び子世帯のいずれもが転入していること。

(2) 申請日において、子世帯の構成員の全員 (市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部) 及び親等が補助の対象となる市内住宅に同居又は近居していること。

(3) 子世帯の構成員の全員及び親等が、納期限が到来している市税を完納していること。

(4) 子世帯の構成員の全員及び親等が、現に生活保護を受けていないこと。

(5) 子世帯の構成員の全員及び親等が、補助の対象となる市内住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。

2 住宅リフォーム補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 子又は親等が令和元年7月1日以降に契約を締結したものであること。

(2) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われたものであること。

(3) 第10条第1項各号に掲げる補助対象経費の合計額が、100,000円

以上のものであること。

(補助対象経費)

第10条 住宅リフォーム補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる工事に要する経費とする。

- (1) 子世帯又は親等が居住するための部分の増築、改築等工事
- (2) 屋根、雨樋、柱及び外壁の修繕、塗装等の外装工事
- (3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- (5) 電気、ガス等の設備工事
- (6) トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の給排水工事
- (7) その他市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに要する経費は、住宅リフォーム補助金の交付の対象としない。

- (1) 門、塀等の外構工事
- (2) 家具、家庭用電気機械器具、カーテン、テーブルコンロその他の移動又は取外しが可能な製品の購入及び設置
- (3) 住宅と別棟の車庫、物置、納屋等の購入及び設置
- (4) 国又は地方公共団体（本市を含む。）から他の補助金等の交付を受けている場合は、当補助金等の対象となった部分の工事
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(交付申請)

第11条 住宅リフォーム事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、リフォーム工事の完了日の翌日から起算して1年以内に、摂津市多世代同居・近居支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明書その他の子と親等の関係を証明できる書類
- (2) 戸籍の附票の写し、住民票除票の写しその他の市外に居住していたことを証明できる書類
- (3) リフォーム工事を行った住宅の登記記録の全部事項証明書
- (4) リフォーム工事の契約書及び領収書の原本
- (5) 平面図、立面図その他のリフォーム工事の内容が確認できる書類
- (6) リフォーム工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真その他状態が確認できるもの
- (7) 増築・改築等で建築確認申請が必要なリフォーム工事にあつては、建築基準法の規定による建築確認検査済証の写し
- (8) 子育て世帯に該当する場合で、子どもを出産する予定であるとき（満15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者があるときを除く。）は、母子健康手帳の原本
- (9) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (10) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（転居補助金の交付額）

第12条 転居補助金の交付額は、50,000円又は第14条に定める補助対象経費の合計額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（交付の対象者等）

第13条 転居補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する子又は親等とする。

- (1) 申請日において、次のいずれかに該当すること。

ア 親等が市内に居住し、かつ、市外に居住していた子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は子のいずれかが、同居又は近居を目的に、市内住宅に転入していること。

イ 子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は子のいずれかが市内に居住し、かつ、市外に居住していた親等が、同居又は近居を目的に、市内住宅に転入していること。

ウ 親等及び子世帯が近居した後に、同居を目的に、市内住宅に転居していること。

(2) 近居の場合にあっては、申請日において、市外から転入した子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）又は親等が、補助の対象となる市内住宅に居住していること。

(3) 同居の場合にあっては、申請日において、子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）及び親等が補助の対象となる市内住宅に同居していること。

(4) 子世帯の構成員の全員及び親等が、納期限が到来している市税を完納していること。

(5) 子世帯の構成員の全員及び親等が、現に生活保護を受けていないこと。

(6) 子世帯の構成員の全員及び親等が、補助の対象となる市内住宅について、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。

(補助対象経費)

第14条 転居補助金の対象となる経費は、転居に要する経費とする。

(交付申請)

第15条 転居補助金の交付を受けようとする者は、転居の完了日の翌日から起算して1年以内に、摂津市多世代同居・近居支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 子と親等の関係が証明できる戸籍全部事項証明書等
- (2) 戸籍の附票の写し、住民票除票の写しその他の市外に居住していたことを証明できる書類
- (3) 転居に要した経費を証明できる書類
- (4) 転居した住宅の賃貸借契約書の原本
- (5) 子育て世帯が子どもを出産する予定であるとき（満15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者があるときを除く。）は、母子健康手帳の原本
- (6) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、第1項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（交付決定）

第16条 市長は、第7条第1項、第11条第1項又は第15条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて補助金の額を決定し、申請者に対し摂津市多世代同居・近居支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不承認を決定したときは、申請者に対し、摂津市多世代同居・近居支援事業補助金不承認決定通知書（様式第3号）により通知する。

（交付請求）

第17条 第16条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「被

決定者」という。)は、摂津市多世代同居・近居支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めるときは、被決定者に補助金を交付する。

(変更の届出)

第18条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、子世帯の構成員及び親等が第16条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに転居等し、補助の対象となった住宅に居住しなくなった場合には、その旨を摂津市多世代同居・近居支援事業補助金変更届(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(証拠書類の整備)

第20条 被交付者は、補助事業に係る収入及び支出に関する証拠書類を常に整備しておかななければならない。

- 2 被交付者は、市長から前項の証拠書類の提出の指示があったときは、証拠書類を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第21条 被交付者は、補助事業の施行に関する書類及び証拠書類を、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(取消し等)

第22条 市長は、被決定者又は被交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 被決定者が補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して3年を経過

する日までに転居等し、補助の対象となった住宅に居住しなくなったとき
(療養、転勤又は通学のために転居する場合その他の市長がやむを得ない
事情があると認めた場合を除く。)

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、
建設部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日に公布し、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。